1 保育士配置の特例に至る経過

本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、「川崎市児童福祉施設の設備及び 運営の基準に関する条例」並びに「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」により、国の省 令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。 平成28年4月、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要 件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行った。ことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士 分についても整合を図るとともに、非常勤職員の常勤換算の方法も含め、認可基準条例附則第7項から第1 0項及び「川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について」(平成28年6月20日付け28こ保 第353号通知、以下「特例通知」という。)のとおり取扱うこととします。

資料2-2

- 2 保育士の配置要件(基本、特例適用なし)
 - 〇配置イメージ/利用定員60人、利用実員65人の保育所
 - O歳児:定員3人、実員4人/1・2歳児:定員12人、実員13人/3歳児:定員15人、実員15人
 - 4・5歳児:定員30人、実員33人/3歳児配置改善加算・主任保育士専任加算 あり/チーム保育推進加算 なし

年齢別配置基準による保育士
その他国基準等保育士
市加配保育士

実員による必要数6人

0歳/3:1

1・2歳/6:1

3歳/15:1

※3歳児配置改善

4・5歳/30:1

3人

定員90人以下 標準時間対応保育士

主任専任化保育士

3人

休憩休息保育士2人 年休代替保育士1人 ※施設によっては

産明け対応保育士

「12人全員について常勤保育士によることが原則」

3 保育士配置に係る特例(朝夕の時間帯等に係る特例)

条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします(認可基準条例附則7項)。

また、この取扱いは、特例通知により、11時間の開所時間外の延長保育時間帯にあっても同様とします。 市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤で1年 以上ある者、家庭的保育者及び子育で支援員研修のうち地域保育コースを修了した者とします(取扱要綱 第5条6項、特例通知)。なお、常勤で1年以上とは、常勤相当(1日6時間以上かつ月20日以上勤務※今後 取扱いが変更になることがあります。)で1年以上従事していることを言うものとします(特例通知)。

資料2-2

4 保育士配置に係る特例(多様な担い手の活用)

<看護師・准看護師(以下「看護師等」という。)の配置に係る特例> 看護師等を、1人に限り、保育士とみなして配置できます。

【年齢別配置基準で保育士とみなす場合(認可基準条例附則第6項)】

乳児の数が4人未満である保育所については、<u>子育でに関する知識と経験を有する看護師等を配置</u>し、かつ、<u>当該看護師等が保育を行うにあたって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制</u>を確保しなければなりません。

4 保育士配置に係る特例(多様な担い手の活用・常勤換算に係る特例)

<看護師等の配置に係る特例>

【年齢別配置基準、その他国基準等保育士、市加配保育士で保育士とみなす場合】

乳児が3名以下在籍している保育所の看護師等については、次の2つの要件を満たす必要があります。

(保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について)

- ①保育士と合同で保育を行うこと
 - ⇒保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一空間内で保育を行うこと。
- ②保育に係る一定の知識や経験を有すること
 - ⇒保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、保育を行う場合は、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了を必須とする。

(年度途中で乳児数が3名以下となった場合や、乳児数が4名以上の場合でも、受講推奨)

資料2-2

- 4 保育士配置に係る特例(多様な担い手の活用)
 - <地域限定保育士の配置に係る特例 >

神奈川県実施分に限り、保育士と同等に取扱います(認可基準条例第29条6項)。

<保育士登録申請中(手続中)の者の配置に係る特例> 登録申請中の確認ができる者はその他国基準等又は市加配保育士とみなせます(特例通知)。

<小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、

その他保育補助者の配置に係る特例>

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師又は准看護師と併せて、<u>年齢別配置基準保育士の1/3(端数切捨)までとその他国基準等保育士</u>としてみなせるものとします。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、<u>定員超過分に限ります</u>(条例附則8~10項)。

4 保育士配置に係る特例(多様な担い手の活用)

<小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、

その他保育補助者の配置に係る特例>

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせます(特例通知)。

産明け対応保育士については、<u>その他国基準等の人数の範囲に限らず、休憩休息保育士等と同様に全</u> 職種の充当を可能とします。

なお、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましいものとし、保育に従事したことのない小学校教諭等に対しては、子育て支援員研修等の受講を促すものとします。

資料2-2

≪要件整理表(より充当範囲が広い順。ただし詳細の要件は前述による) ≫

	年齢別配置基準		その他国基準等	市加配
	定員分	超過分		
地域限定保育士	0	0	0	0
小学校教諭等	O(1/3まで)	O(1/3まで)	〇(その他国の人数内)	〇(その他国の人数内)
看護師・准看護師	〇(1人に限る)	〇(1人に限る)	〇(1人に限る)	〇(1人に限る)
市長が認める者	×	O(1/3まで)	〇(その他国の人数内)	〇(その他国の人数内)
保育士(手続中)	×	×	0	0
保育補助者	×	×	×	〇(その他国の人数内)

- 4 保育士配置に係る特例(常勤換算に係る特例)
 - ●非常勤職員の常勤換算に係る特例
 - くその他国基準等保育士及び市の加配保育士の常勤換算に係る特例 >

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、<u>その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行える</u>ものとします。

その際、その他国基準等保育士としては、<u>他の常勤職員の勤務時間数をもって常勤換算</u>を行えるものとし、 市加配保育士(産明け対応保育士を含む)としては、<u>120時間をもって常勤換算</u>を行えるものとします(特例通知)。

※「他の常勤職員の勤務時間数」の具体的な時間数としては「各施設の就業規則等で定めた常勤職員1か月の勤務時間数」になります。